

新型インフルエンザの感染拡大に備えて

厚生労働省によると新型インフルが流行入りしました。今年5月に対策をお伝えしましたが、内容を一部変更の上、改めてお伝えします。企業としては、マスコミの報道以外に、政府・厚生労働省・中小企業庁などの発表も併せて確認の上、冷静で的確な対応が必要となります。

1. 現時点で、企業として何をすべきか。

- ① 感染防止のための物品の準備…品不足となる前に早めに購入してください。
 - ・ 不織布製マスク（サージカルマスク）…1人あたり8週間分（約50枚）
 - ・ 速乾性の消毒用アルコール…8週間分
 - ・ 体温計…必要量
- ② 感染を避けるために（予防策）
 - ・ 従業員の健康管理の強化…検温・人込みを避ける・不要な外出の抑制・社内換気
マスク着用・満員電車を避ける・咳をしている人から離れる。
 - ・ 手洗い、うがいの徹底…外出後、石鹸をつけて手指を15秒以上行う。消毒もする。
 - ・ 咳、くしゃみエチケット…する時に、口と鼻を押さえたり、人から顔をそむける。
- ③ 従業員へのメッセージ発信
 - ・ 上記の予防策を文書などで通知する・・・予防策を周知徹底してください。
 - ・ 感染拡大時に、在宅勤務や自宅待機を命じることを伝える・・・あらかじめルールとして伝えることにより、実際に休業発令する時によりスムーズになります。

2. 感染が拡大したときに、企業として何をすべきか。

- ① 来訪者管理の徹底…来社時に検温して、体温38℃以上の人は立ち入り制限する。
- ② 社内での「対人距離」の確保…2メートル以上の距離を保つ。
- ③ 出張や外出の抑制・中止…不要不急な出張や外出は抑制・中止する。
- ④ 会議の抑制・中止…行う場合も短時間・マスク着用で実施。お互いに離れる。
- ⑤ 時差出勤・自家用車・自転車・徒歩による通勤…混雑した電車を避ける
- ⑥ 在宅勤務…会社にいる必要がある人は職場内等での宿直も検討する。
- ⑦ 自宅待機…本人や家族に症状が出たら、会社を休ませる。⇒給与支払いは「3」を参照

3. 従業員を休ませた場合に給与はどうすれば良いか？

- ・ 感染した従業員を休ませる場合 ⇒ 給与は支払わなくても良い。

（労働安全衛生規則第61条：会社は伝染病にかかった者の就業を禁止しなければならない。）

- ・ 感染していない従業員を休ませる場合 ⇒ 給料（平均賃金）の6割を支払う。

（労働基準法第26条：会社の責による休業は、平均賃金の6割以上を支払わなければならない。）